

外来カメ捨てない条例

外来種のミシシippアカミミガメ(ミドリガメ)の大量繁殖を食い止めるため、明石市は、外来生物を捨てないことを市民の責務と定めた「あかしの生態系を守る条例(仮称)」を制定する方針を決めた。環境保護に対する市民の意識を向上させるのが狙い。2014年度中の制定を目指す。

(中谷圭佑)

明石市、今年度制定へ

大量に投棄 罰則も検討

明石市では、ペットとして飼えなくなった北米原産のミドリガメが捨てられ、野生化して繁殖するケースが急増。13年度、市が実施した調査では、捕獲した3451匹のうち、ミドリガメが約6割を占めた。一方、在来種のイシガメは22匹だけだった。

昨秋、市が設置したミドリガメの引き取り窓口「カメポスト」には、約2週間の期間中、計145匹が持ち込まれた。

現状を深刻に受け止めた市は「市民に生態系を守る意識をより一層持つってもらう必要がある」と判断。外来生物の野生化を防止する新たなステップとして、条例化を進めることにした。

条例では、市内の河川などに外来生物を捨てないことを、市民の責務として明記。大量に捨てた事業者に対しては罰則規定を設けることも検討する。当面の対象生物は、ミドリガメに限定。将来的には規制の範囲をほかの外来生物に広げる



明石市で大量繁殖しているミドリガメ(昨年5月撮影)＝明石市提供

ことも考えているという。

市は、条例に市民の声を反映させるため、市の捕獲調査を見学する「カメツアー」の参加者や、市内の環境団体のメンバーからも意見を聞く。

市環境総務課の担当者は「最後まで飼うのが飼い主の責任だ」という意識を市民に持ってもらうためにも、生態系を守ることを理念として条例に定めたい」としている。